

2023(R5)年度 みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金

県内の中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して暮らせるよう、集落や地域の将来のために住民が主体的に取り組む地域づくりの取組（地域コミュニティの再生、住民共助の仕組み、地域資源活用、コミュニティビジネスによる課題解決、地域の遊休施設活用、高校生のアイデア実現等）を支援します。

1. スタート支援事業【直接】

地域コミュニティの活性化や地域の課題解決を図るため、新たな取組を開始するための初期の活動やグループ立ち上げ等を支援

【主な取組例】

- 地域の課題掘り起こしのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 定期的に開催する交流サロン・健康教室等を開始するのに必要な茶器などの備品購入等
- 専門家を招いて集落・自治会等でのフィールドワークの実施 等

- 1) 補助対象経費 現状把握のための調査経費／計画策定の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／課題解決のための試行経費／その他活動や地域振興の取組に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体 集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織
- 3) 県補助限度額 1団体あたり10万円（補助率：県10／10）

2. 将来に向けた取組支援事業【直接、間接】

中山間地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域コミュニティを再生・発展させる地域づくりの取組や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながるような取組を支援

【主な取組例】

- スタート支援事業で試行した活動のステップアップ
- 地域の実情に応じた共助の仕組みづくりや必要な生活サービス・機能の提供
- 地域の雇用・生きがいづくりの場にもなるコミュニティビジネスによる地域の課題解決
- 地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など、地域資源の利活用
- 外部人材が継続的に地域に関わるための仕組みづくりの取組
- 地域の伝統文化伝承、景観保全、都市との交流、世代間交流などにより、地域を活性化させる取組



- 1) 補助対象経費 ≪ソフト≫ 住民等が地域の将来のために主体的に取り組む活動に必要な経費 等
≪ハード≫ 活動に必要な施設の整備・改修、施設に付随する備品等の購入 等
- 2) 事業実施主体 (1) 市町
(2) 市町が必要と認める集落・自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的地域運営組織 等
(ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く)
- 3) 県補助限度額 ≪ソフト≫ 補助率：県 1 / 2 100万円 ※市町任意負担
≪ハード≫ 補助率：県 1 / 3 300万円 ※市町は別途、事業費の 1 / 6 負担
- 4) その他
・農業者や生産組織等が農産物生産、6次産業化を行う場合、農林水産部の事業を優先すること
・経済活動を主目的とする場合は商工労働部の事業を活用すること
・ハード事業は、整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です
・個人事業者、企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、地域、住民との協働の体制等があることが必要になります。
・事業完了後3年間、実施状況等について報告すること

3. 地域遊休施設等活用事業【間接】 ※事前審査会あり

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、住民の活動交流拠点や地域経済循環のための施設など、総合的な地域コミュニティの活性化・再生を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始
 - 廃校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用
 - 廃保育所を地域の福祉拠点として改修し、高齢者等が利用しやすい通いの場として活用 等
- ※整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です



- 1) 補助対象経費 施設の改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）ハード整備と一体的に実施するソフト事業（PR活動等）に要する経費）等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的地域運営組織、地域団体、集落・自治会
- 3) 県補助限度額 1 事業あたり1,000万円（補助率：県 1 / 2）
※既使用部分の改修等整備を含む場合は限度額は400万円
※市町は別途、事業費の 1 / 3 負担
- 4) その他
 - ・審査会により事業の採択の可否を決定する
 - ・対象となる遊休施設が、建設時等に補助金等の交付を受けている場合は、転用等に係る規定の手続きが終了（見込みを含む）していること
 - ・改修後の施設を主体的に運営する地域組織が存在すること
 - ・遊休施設には、空き家は含まない
 - ・事業完了後3年間は、実施状況等について報告すること
 - ・既使用施設（既使用部分）の改修は、「小さな拠点づくり」の取組に係る事業で、生活に必要な機能の新設・拡充・追加等を行うものに限る

4. 安全・安心活動支援事業【間接】

中山間地域で日常生活を送るうえで、まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象（豪雪や鳥獣出没等）や地理等、中山間地域に特有の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた共助の取組を支援

【主な取組例】

- 集落内、地域で共同で行う活動の体制づくり
 - ・除雪体制、雪害に対する家屋の雪囲い設置
 - ・消火活動、救出活動、避難誘導活動
 - ・家屋、敷地等（農地除く）への鳥獣侵入防止柵の設置
- 土砂災害や河川氾濫、集落孤立などに備えた集落の防災計画づくり



- 1) 補助対象経費 地域の共助による体制づくりに必要な経費（除雪機の導入・リース等、災害時の避難誘導に必要な備品、雪囲いや鳥獣侵入防止柵等の共同設置に要する経費等）、防災計画策定のための経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、集落・自治会、地域団体、広域的地域運営組織
- 3) 県補助限度額 1 事業あたり50万円（補助率：県 1 / 3） ※市町は別途、事業費の 1 / 6 負担
- 4) その他
 - ・集落等で生活の安全・安心を確保するための住民による話し合いを行うこと
 - ・日常生活の中で住民が共同で継続して取り組む仕組みづくりの取組であること
 - ・被災後の生活維持に備えるための経費（集会所等の環境整備や備蓄品購入）及び被災後の復旧に係る経費は対象外

5. 次世代育成事業【直接】

中山間地域の振興を図るため、地域において高校生の発案による地域活動の実施を通じて、若者の視点による地域課題解決や活動による生徒の成長や地域へ愛着を図る取組を支援

【主な取組例】

- ふるさと教育のシンポジウムを開催し、地域の人と一緒に実践した取組を発表
- 高校生と大人がグループになり、ワークショップを開催
- 高校生と町の住民が協働し、道の駅付近の花壇を設置して、観光客をもてなすスポットとした

- 1) 補助対象経費** 中山間地域の振興を図るため、県立高校の生徒の意見や発案を地域の中で実施・具体化するために必要な経費 ※同一の事業について3年間を上限の目安とする
(例) ・外部講師の招へいに要する謝金、旅費
・校外実習への移動に要する運賃、バス借り上げ料、施設入場料、傷害保険料等
・制作・講習、地域課題解決に向けた試行、実践に係る経費
(用具や消耗品等の購入等)
・その他事業の実施に必要な経費
※人件費、構成員に対する個人給付的な経費は除く
- 2) 事業実施主体** 高校生、地域住民、市町、高校等で構成される実行委員会
- 3) 補助金限度額** 1事業当たり100万円以内(補助率: 県10/10)



6. 継業支援事業【直接・間接】

事業の継続が困難となっている地域に必要な店舗・サービス等について、事業を引き継ぐ者を確保することにより、中山間地域に必要な生活機能やコミュニティの維持を図る取組を支援

(1) なりわい継業支援【直接・間接】

地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材を受け入れるために、市町又は地域組織が行う条件整備に必要な経費(施設整備や研修費用等)を支援

- 1) 補助対象経費** 団体等が継業人材を受け入れるために必要となる以下の経費
ア 継業施設又は設備の整備に係る経費
イ なりわいを引き継ぐために必要となる経費
ウ 継業人材の地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費
- 2) 事業実施主体**
(1) 市町
(2) 交付目的が達成される内容の事業を行うものと市町が認める団体
- 3) 補助金限度額** 市町負担額の1/2
ア 3,000千円 イ 50千円/月(最大2年間) ウ 60千円/月(最大2年間)
※ア及びイを併用する場合はアイ合計で上限3,000千円とする。



(2) お試し継業支援【直接】

後継者のいない事業の継業を実際に現地で体験する際に係る交通費及び宿泊費を支援

- 1) 補助対象経費** 交通費/宿泊費
- 2) 事業実施主体** 継業活動を行う者
- 3) 補助金限度額** 補助率1/2(・補助金の上限額 宿泊費4,100円/泊、13泊分)
- 4) その他条件** ・継業活動は同一年度内において連続する14日以内に限る。



各市のまちなかにおいて、高齢者等の地域住民が安心して暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となる若者等にとって魅力ある地域づくりを進める取組を支援します。

まちなかとは…鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例で定める『中山間地域』を除く地域のうち、少子高齢化が進む都市中心部等、各市が必要と認める地域（本補助金上の定義です。詳しくはお尋ねください）

1. スタートアップ事業【直接】

高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかを目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化やまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費を支援

【主な取組例】

- 地域の課題掘り起しのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 地域課題解決のための組織構築、計画の策定
- 外部人材（専門家など）を招いて自治会等でのフィールドワーク実施 等



- 1) 補助対象経費 ワークショップ、アンケート調査経費／組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費／学生（大学）、移住者、専門家等、地域課題の解決に必要な人材の活動経費 等
- 2) 事業実施主体 組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 1 地区あたり10万円（補助率：県10／10）
※高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会における取組に限ります

2. 買い物弱者対策事業【①直接、②③間接】

空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において食料・日用品などを供給する事業に要する経費を支援

【主な取組例】

- 買い物支援の取組検討や福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり
- 店舗が不足する地域で必要な食料・日用品などを供給する空き店舗を活用した小売りや移動販売 等

- 1) 補助対象経費
 - ① 仕組みづくり支援
買い物支援の取組に係る検討等に要する経費（会議開催費／視察・研修費等）
 - ② 店舗改装・移動販売車導入等支援
店舗の購入・改装経費／移動販売車両の購入・リース経費／設備等購入・リース・修繕経費／ハード整備と一体的に実施される事業（PR等）に要する経費／50万円以下の備品購入費
 - ③ 移動販売車運営経費支援
移動販売車の運営に必要な運営費（燃料費／車検費用／修理費／備品購入費）
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額
 - ① 仕組みづくり支援
1 事業あたり50万円（補助率：県1／2） ※市任意負担
 - ② 店舗改装・移動販売車導入等支援
1 事業あたり500万円（補助率：県1／2） ※市任意負担
（更新は1台あたり300万円（補助率：県1／3） ※市は別途、事業費の1／3負担
 - ③ 移動販売車運営経費支援
1台あたり100万円※（補助率28市負担額の1／2）※2年目70万円、3年目40万円



3. まちなか居住促進事業【間接】

まちなかコミュニティの新たな担い手となる、若年世代のまちなかへの定住を、増加する空き家等を活用して促進するための空き家改修経費を支援

- 1) 補助対象経費 空き家の購入、改修もしくは賃貸に要する経費 等 (土地購入費を除く)
- 2) 事業実施主体 市、まちなか居留意向者、物件提供者
- 3) 補助金限度額 1戸あたり100万円(補助率:市負担額の1/2)
- 4) その他条件
 - ・転出地が県外または県内にあっては対象地域に比べて高齢化率の低い地域であること
 - ・18歳以上45歳未満の者が世帯あたり1名以上入居すること
 - ・当該入居者が地域の自治会に加入すること

4. まちなかコミュニティ活性化支援事業【直接、間接】

コミュニティビジネスの起業や、地域コミュニティを再生・発展させる取組、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組等に要する経費を支援

【主な取組例】

- 空き施設を活用したゲストハウス兼コミュニティカフェ整備など、地域住民同士や県外からの来訪者との交流拠点を作る取組み
- 空き家を改修し、住民のコミュニティ拠点やレンタルオフィス・スペース等の整備
- 地域の高齢者等を対象とした健康づくりや住民同士の交流の場の整備 等



- 1) 補助対象経費
 - ≪ソフト≫調査、PRイベント開催経費 等
 - ≪ハード≫事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用 等
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額
 - ≪ソフト≫1事業あたり100万円(補助率:県1/2) ※市任意負担
 - ≪ハード≫1事業あたり300万円(補助率:県1/3) ※市は別途、事業費の1/6負担

5. まちなか遊休施設活用事業【間接】

地域の遊休施設(空き店舗、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

【主な取組例】

- 地域内の空き店舗を改修し、地域住民が行う生活支援サービス拠点の整備
- 空き施設を改修し、地域住民の世代間交流拠点の整備する取組み 等
- ※ いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施



- 1) 補助対象経費 遊休施設改修経費(事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む) / 地域活性化のための行事開催等に係る経費 等
- 2) 事業実施主体 市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者
- 3) 補助金限度額 1事業あたり1,000万円(補助率:県1/2) ※市は別途、事業費の1/3負担
- 4) その他条件 審査会により採択の可否を決定する

都市部に比べ急速に人口減少や高齢化が進んでいる中山間地域において、人口減少下でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、集落を越えた地域において、住民主体による地域の暮らしを守るための仕組みづくりの取組を支援します。

1. 取組支援事業【間接】

地域住民での話し合いにより、地域課題解決を实践する広域的な地域運営組織の設置・運営、遊休施設等を活用した拠点施設の整備、地域に暮らし続けるための仕組みづくりに係る計画策定や試行・実施に必要な経費を支援

- 1) 補助対象経費**
 - ・ 計画策定の検討に係る経費
 - ・ 研修・専門家招へいに係る経費
 - ・ 試行に係る経費 等
- 2) 事業実施主体** 市町、広域的な地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等
- 3) 県補助限度額** 1 拠点あたり100万円（補助率：県 2 / 3） ※市町は別途、事業費の 1 / 3 負担

2. 担い手育成支援事業【間接】

活動拠点を活用した取組で、地域課題の解決に向けた取組を行うなど小さな拠点づくりの取組を行う団体が、活動に従事する担い手（次世代リーダーとして概ね60歳以下とする）を雇用・確保し、育成するのに必要な人件費及び活動費を支援

- 1) 補助対象経費**
 - ・ 担い手の人件費及び活動費（給料・社会保険料・旅費等）
 - ・ 担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費等）
 - ・ 地元での研修会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、使用料等）
 - ・ その他事業実施に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体** 広域的な地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等
- 3) 県補助限度額** 1 拠点あたり150万円／年（補助率：県 1 / 2）
※市町は別途、事業費の 1 / 2 負担
（事業開始から3年間を限度）



【暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり】

住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、小学校区など複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、多様な主体と連携して、住民同士の話し合いを通じた地域住民の自主的・主体的な活動により、地域での生活を支えるための取組を進めるものです

<取組事例>

(1) 生活機能・サービス確保

日常生活に必要な機能・サービス（移動、買い物、見守り、医療・福祉等）の確保を図る取組

（活動具体例）住民共助による外出支援、配食、移動販売等の買い物支援、声かけ・見守り、サロン等居場所づくり、健康増進対策、雪かき支援、家事支援ボランティア、福祉サービス 等

(2) 産業振興・域外交流等

雇用や生きがいを生み出し、地域内消費の維持・拡大を目指すとともに地域外からの収入の確保を図る取組

（活動具体例）特産品の加工・販売、農家レストラン等の起業、都市住民との体験交流 等

小さな拠点やその関連施設において、デジタル技術を活用した地域活動の充実を図るため、デジタル技術を活用実践できる人材を育成し、その技術を活用した多様で持続的な活動を支援します。

【主な取組例】

- 地域運営組織等で地域づくりに取り組む者を対象に、当該地域運営組織等の活動内容に即したデジタル技術にかかる活用事例、活用方法、基礎知識、基本操作等の習得に向けた講習会を開催
- 地域住民の利便性や参加率向上を図るため、複数箇所のオンライン接続により、距離的に遠い、荒天、身体的理由などの事情により地域活動への参加が難しい高齢者等のリモート参加を促す取組（環境整備含む）
- 小さな拠点におけるデジタル化、拠点を利用する高齢者等へのデジタル機器の普及促進を図る取組（環境整備含む）
- 他地区との交流や、外部講師によるオンライン講演、市町村や県民活動活性化センター等支援関係組織との連携・相談等をオンライン化（環境整備含む）

1. 補助対象経費

【ソフト】 デジタル活用人材の育成の取組に要する経費
（講師派遣指導、講習会開催経費等）

【ハード】 ネット環境活用に要する整備経費
（パソコン、NW接続・Wi-Fi関連機器、モニター、
プロジェクタ、スクリーン、web用カメラ・マイクスピーカ等）

※人材育成及び地域活動のための取組に最低限必要なものに限る



2. 事業実施主体

市町、地域運営組織



3. 補助金限度額

一団体あたり50万円
（補助率：市町村負担額の1/2）



本事業には、内閣府の「地方創生臨時交付金」が充当されています。
そのため、年度内（3月末まで）に事業完了（支払含む）が行われる必要があります。

本県における空き家の利活用促進に向けて、空き家対策や利活用に取り組む団体の育成やスタートアップを支援することを目的に、地域のまちづくり団体等がおこなう維持管理や空き家の転貸（サブリース）等の事業化に向けた取組を支援します。

団体育成・スタートアップ支援事業

【主な取組例】

- 空き家バンク等の運営等を行う団体が、利活用希望者の内覧等に備えて実施する空き家の清掃や軽微な補修
- 地域で空き家利活用に取り組むNPO団体等が実施する、空き家のサブリース（転貸）事業に向けた修繕・改修 等

1) 補助対象経費

- (1) 空き家の清掃や維持管理、老朽化の抑制等に要する経費
- (2) サブリースや所有する空き家の賃貸に取り組む場合の空き家改修費用のうち、以下に掲げるもの。
 - ① 空き家の利活用に必要な改修工事費用
 - ② 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用、外構整備費用 等

2) 事業実施主体

市町村と連携して空き家の利活用に取り組む、地域のまちづくり団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人、その他市町村が必要と認める住民団体等

3) 県補助限度額（年間）

- (1) 1団体あたり県13.3万円
(ただし、清掃や維持管理等をおこなう空き家1件につき5万円を限度とする。)
- (2) 1件当たり県60万円（住宅以外に活用する場合は100万円）

補助率：いずれも県1 / 2（別途、市町村が県補助額の1 / 2以上の額を負担）



【主な取組例】

- 相続等で引き継いだ空き家を改修して、親族等が暮らすための住宅として活用
- 空き家となっている住宅を取得して、ゲストハウスに改修 等

1. 空き家等改修支援事業【間接】

老朽化等で市一般に流通しづらい空き家の市場流通を促進するため、空き家の改修に必要な経費の一部を支援します。

- 1) 補助対象建築物 改修前において次のいずれにも該当する建築物
 - ① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（店舗等併用住宅を含む）
 - ② 2年以上利用がない空き家。ただし、建築後30年以上経過している場合は1年以上。
- 2) 補助対象経費 以下に掲げる経費の合計（ただし、②の経費は①の経費の1/2を上限とする。）
 - ① 空き家の利活用に必要な改修工事費用
 - ② 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用、外構整備費用
- 3) 事業実施主体 以下のいずれかに該当する者
 - ① 県内に在住する個人（事業完了後3カ月以内に県内に移住するものを含む）
 - ② 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体
 - ③ 県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む）
 - ④ 県内に所在する住宅を所有する県外在住の個人（相続により取得した場合に限る）
- 4) 県補助限度額 改修後に住宅として活用する場合・・・一戸あたり県60万円（補助率：県1/3）
改修して住宅以外に転用して活用する場合・・・一戸あたり100万円（補助率：県1/3）
※いずれも市町村は別途、県補助額の1/2以上の額を負担
- 5) その他 改修後10年以上利活用に供すること等。

2. 古民家空き家等改修支援事業【間接】

建築物として価値が認められる古民家を地域住民の交流拠点やゲストハウス、コワーキングスペース、カフェ等、地域の活性化に資する改修を行う際の経費の一部を支援します。

- 1) 補助対象建築物 改修前において次のいずれにも該当する建築物
 - ① 一戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）で、建築物として価値が認められる古民家
 - ② 1年以上利用がない空き家
- 2) 補助対象経費 空き家等改修支援事業と同様。
- 3) 事業実施主体 空き家等改修支援事業と同様。
- 4) 県補助限度額 一戸当たり県200万円（補助率：県1/2）
※市町村は別途、県補助額の1/2以上の額を負担
- 5) その他 改修後、10年以上地域の活性化等に資する目的で利活用に供すること等。（単なる個人住宅としての利用は補助対象外。）



3. 既存住宅状況調査支援事業【間接】

空き家（中古住宅）の購入検討者の不安解消をもって、空き家利活用の促進を図るため、既存住宅建物状況調査（インスペクション）に要する経費の一部を支援します。

- 1) 補助対象建築物 改修前において次のいずれにも該当する建築物
 - ① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（店舗等併用住宅を含む）
 - ② 1年以上利用がない空き家
- 2) 補助対象経費 ア：既存住宅建物状況調査（インスペクション）に要する費用
イ：既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する費用
ただし、イに掲げる費用はアに掲げる費用に付帯する場合に限る。
- 3) 事業実施主体 空き家改修等支援事業と同様。
- 4) 県補助限度額 5万円/件（補助率：県1/2）※市町村は別途、任意負担



地域に根付いた空き家利活用の取組を進める団体の育成および地域における空き家利活用の機運醸成を図ることを目的として、まちづくり団体等が空き家利活用に向けた取組を実施する場合にその活動経費の一部を支援します。

【主な取組例】

- 地域に根付いた古民家等の空き家について、調査研究の実施、住民・専門家を招いたワークショップの開催等を通じ、その活用手法を検討
- 地域における空き家利活用の機運醸成を図るためのワークショップや説明会の開催
- 空き家と活用希望者とのマッチングを行う団体の組織体制の構築、ホームページ制作 等

1) 補助対象経費

以下の取組みに要する委託費、旅費、講師謝金、役務費、需用費等

- ・ 地域の空き家利活用に向けた調査等
- ・ 地域の空き家利活用に関する計画の策定
- ・ 空き家の活用推進に向けたワークショップ・勉強会等の開催又は参加
- ・ 地域の空き家利活用の促進を目的とした団体活動（相談窓口の設置や維持管理活動等）

2) 事業実施主体

県内でまちづくり活動を行う団体、自治会、集落単位で活動を行う団体・グループ、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人、その他市町村が必要と認める住民団体。
（法人格の有無は問わない）

3) 県補助限度額

一団体あたり40万円（補助率：市町村負担額の2／3）



本県における空き家の利活用促進に向け、中古住宅や空き家改修の魅力普及を図るための見学会等の開催や、空き家利活用の普及啓発、機運醸成に資する情報発信（動画配信）等の取組を支援します。

空き家リノベーション普及啓発事業

1) 補助対象経費

3棟以上のリノベーション物件等が内覧できる見学会等の開催に要する以下の経費。

- ① 見学会の開催に係る広告宣伝費、印刷製本費等
- ② 見学会場の設置・運営に係る使用料、賃借料等

2) 事業実施主体

県内の不動産事業者等により構成される公益法人等
（鳥取県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鳥取県本部など）

3) 県補助限度額

見学会等 1回にあたり30万円（補助率：県1/2）

※東部・中部・西部のうち隣接する2地区にわたり5棟以上で開催する場合は50万円



空き家利活用に係るコンテスト等開催事業

1) 補助対象経費

空き家利活用の推進に資するコンテスト等の開催に要する以下の経費。

- ① 審査員に係る謝金、旅費等
- ② 会場使用料、その他、開催に係る経費（商品・景品等の購入に係る経費は除く）

2) 事業実施主体

県内の研究・教育機関、不動産・建築事業者団体、商工関係団体等

3) 県補助限度額

コンテスト等 1回にあたり30万円（補助率：県1/2）



魅力普及等に資する情報発信支援事業 ※新規

1) 補助対象経費

空き家利活用の魅力普及等に資する情報発信の取組における、制作（デザイン、校正、撮影、編集等）及び配布・配信等に要する費用のうち、以下に掲げるもの。

- ① 動画制作・配信等に要する費用等
- ② チラシやパンフレット等制作・配布等に要する費用等

※動画配信等する情報は、一定期間、不特定多数の県民が閲覧可能であること。

※出演者への謝金や交通費等は支援対象外。

2) 事業実施主体

不動産事業者等で作る業界団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人等

3) 県補助限度額

- ① 1団体あたり20万円
- ② 1団体あたり50万円（1案件あたり5万円/件）

※補助率：いずれも県1/2



統一感のある街路景観、ストリートテラスなど、印象に残る美しい街の滞在風景づくりの取組を支援し、高いデザイン性等による街の価値の向上、近隣住民の滞在誘引による賑わい創出、街を愛する住民意識の醸成等につながる事例づくりを進めます。

● 街なかの滞在環境づくり イメージ例



● 緑化等による滞在環境づくりイメージ例



● 中山間地域の滞在環境づくりイメージ例



1) 補助対象経費

通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等、先駆的な試みに取り組むための経費。（建物改修等のハード整備に係る経費は対象外）

2) 事業実施主体

連なって事業活動を行う複数の者（商店街も可）、地域のまちづくり団体等

3) 県補助限度額（年間）

事業当たり県50万円（補助率：市町村負担額の1 / 2）

※令和4年度は4件程度を予算化

※提案された計画案を有識者等による審査会で審査し、採択案を決定します。

◎ 審査基準（案）

- ・美しい街なみづくりに資する内容であるかどうか
- ・滞在を誘引する快適性（居心地）の向上に資する内容であるかどうか
- ・長期的、恒常的に取り組める内容であるかどうか
- ・周辺（県内）への波及が望める内容であるかどうか
- ・鳥取の街（街なみ）を愛し、誇りに感じる意識醸成に繋がるかどうか 等

「鳥取県環境保全活動支援補助金」のご案内

■制度の目的・概要

本補助金は、県内の法人その他の団体による、県内における環境の保全及び快適な環境の創造に資する自主的な活動を促進することを目的としており、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し、活動費の助成を行います。

■補助対象者

県内団体

※県内で活動するとともに、団体の本拠としての事務所を県内に有するなどの要件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■補助対象事業

環境に関して実施主体（主催）となって実施する活動で、先進的で他の模範となる実践活動または教育啓発活動が対象となります。

補助事業を実施するために必要と県が認める経費が補助対象となりますが、対象にならない経費もありますので詳しくはお問い合わせください。

(具体例)

- ・省エネ実践、再生可能エネルギーの導入促進等による温室効果ガス削減取組
 - ・4R+Renewableによる廃棄物の発生抑制及び循環型社会の形成に係る普及・実践
 - ・エコ活動の実施を呼びかける情報発信
 - ・自然環境を生かし育てる意識醸成のためのイベントの開催
 - ・自然との共生を目指した地域づくり
 - ・自然生態系の保全活動
- など

■補助金額 上限10万円（予算額100万円）

■補助率 10/10

■申請期間

令和5年4月1日～随時受付（令和6年2月末日まで）

■お問合せ先

鳥取県 生活環境部 脱炭素社会推進課

TEL：0857-26-7875

E-mail:datsutanso@pref.tottori.lg.jp

本補助金は、鳥取米子ソーラーパーク株式会社からの協賛金を財源としています。

補助を受けた事業は、環境保全活動の推進のため、その取組概要を公表させていただきます。

補助申請額が予算額に達し次第、募集を終了します。

活用をご検討の方はお早めにお問い合わせください。

みんなで
環境保全の活動に
取り組もう！



鳥取県では、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、地域住民や地元企業等が連携し、地域と調和して行う小水力発電や木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消型のエネルギー推進・利用を促進しています。本補助金では、こうした再生可能エネルギーの導入に向けて行う人材育成や協議会等の体制づくり・普及啓発等の取組を支援します。



2020年度、チーム「とっとりゼロ・カーボン・チャレンジ」が作成した2050年鳥取のイメージイラスト

○補助制度概要

内容	地域、民間事業者、NPO法人等が連携・協働して行う、人材の発掘・育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組を支援
補助対象	再生可能エネルギーの導入を推進する地域住民組織、NPO法人、民間事業者等
対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	10 / 10 (上限300千円/件)
補助期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

○過去の活用事例

小水力発電導入に向けた体制づくり（視察・勉強会の実施）
 小学校での環境教育出前授業、市民向け再生可能エネルギー導入に係る勉強会等



【問合せ先】

鳥取県脱炭素社会推進課（〒680-8570 鳥取市東町1-220）

電話：0857-26-7895

電子メール：datsutanso@pref.tottori.lg.jp

<https://www.pref.tottori.lg.jp/258263.h38>



トットリポーン!

鳥取県では「とっとりエコライフ構想」（愛称：「トットリポーン！」）を推進しています。ロゴはCO2削減が進み、環境先進地としてREBORN(再生)、その輪がリボンの様に繋がるように、CO2の文字をリボン化し、青丸でゼロ化を表現しています。

「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金のご案内

補助金の概要

※対象は交付決定日以降に支払った経費とし、既に実施(購入)済のものにはご利用いただけません。

区分	補助の対象となる経費	対象となる事業者	補助率	上限額
エコテイクアウト推進事業	テイクアウト用容器を環境配慮容器へ切り替える事業者を支援 【対象経費】 環境配慮容器購入費用 ※環境配慮容器の例※ リユース容器、紙・竹製等のバイオマス素材使用容器、生分解性プラスチック使用容器、バイオマス素材配合容器、エコマーク認証容器等	県内の飲食店、旅館・ホテル等	1/2	1事業者につき5万円 複数店舗を有する事業者の場合10万円
イベントでのリユース容器等活用支援事業	飲食を伴うイベント等で、リユース食器を活用する団体を支援 【対象経費】 リユース食器の賃借料、送料	民間団体、経済団体、市町村、学校等(法人格の有無を問わない。)	初めて本補助金を活用してリユース容器を利用する場合:10/10 2回目以降:1/2	1万円
プラごみゼロ実践活動支援事業	プラスチックごみの削減等につながる実践活動を支援 【対象経費】 実践活動に必要と認められる経費		1/2	25万円
河川・海岸における清掃活動・プロギング事業実施支援事業	河川・海岸における清掃活動又はプロギング事業を行う団体を支援 【対象経費】 ○清掃活動:必要な用具等の購入、参加者の安全確保のための経費、その他清掃活動に必要と認められる経費 ○プロギング:プロギング事業実施に必要なと認められる経費	民間団体、経済団体、市町村、学校等(法人格の有無を問わない。) ※類似する他の助成・委託等を受けている場合は除く。	10/10	25万円

※持ち帰りバック(食べ切れない料理を持ち帰る専用容器)の購入等については「持ち帰りバック購入支援事業補助金」をご利用ください。



手続きの方法

補助金に関する詳しい情報、様式のダウンロードや電子申請はこちら>

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/296418.htm>)

提出書類	(1)エコテイクアウト推進事業	(2)イベントでのリユース容器等活用支援事業	(3)プラごみゼロ実践活動支援事業	(4)河川・海岸における清掃活動、プロギング事業実施支援事業
申請期限 令和6年1月31日 ※予算の上限額に達した場合、募集期間中であっても終了することがあります。	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 飲食店(喫茶店)営業許可証の写し <input type="checkbox"/> 購入容器の見積書または商品名・単価・購入予定数がわかる資料 <input type="checkbox"/> 環境配慮容器に該当していることがわかる資料	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 会則等、活動実態がわかる資料	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 会則等、活動実態がわかる資料	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 会則等、活動実態がわかる資料
申請方法、提出先	○郵送の場合 必要書類を以下の宛先へお送りください。 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 県庁循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 宛		○電子申請の場合 鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載しているリンクから「とっとり電子申請サービス」のwebページに移動し、必要事項を記入、必要書類を添付して申請してください。	

※対象は交付決定日以降に支払った経費とし、既に実施(購入)済のものにはご利用いただけません。

問合せ先

県庁循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当
 ☎0857-26-7198 FAX0857-26-7563
 電子メール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

併せて、とっとりプラごみゼロを目指す
 チャレンジャー募集しています!

詳しくはこちら➡



R5年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金1次募集

鳥取県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等「食のみやこ鳥取県」のイメージアップにつながり、発展性のある県民の活動を幅広く育成・支援することを目的に、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の交付対象となる事業候補の募集を行います。

区分	募集期間	予算額(千円)
1次募集	令和5年3月13日(月)～同年3月31日(金)	4,800 (一般枠等・特別枠あわせて)

※本事業の実施は、令和5年2月定例議会における予算の成立を前提とします。

交付金の概要

(1) 一般枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p><一般枠>食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組み</p> <p><直売所連携魅力アップ枠>県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組</p> <p>※コンベンションPR枠は、今年度の募集を行わない。</p>
2 交付対象者	<p>民間団体、グループ等</p> <p>※一般枠は市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者としてします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。) ※直売所連携魅力アップ枠は、県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等が対象です。</p>
3 交付対象経費	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費* (ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)</p> <p>※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。</p>
4 交付率	1/2以内
5 交付金の上限額	<p><一般枠>上限額2,000千円 (県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合の交付限度額4,000千円の事業については、本年度は募集しない。)</p> <p><直売所連携魅力アップ枠>上限額500千円</p>

(2) 特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み
2 交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者としてします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。)
3 交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)
4 交付率	10/10以内
5 交付金の上限額	上限額250千円

※ (1)・(2)とも、対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限りま。

※ 以下は交付対象外になります。

- ・県が事業主体(構成員)となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- ・国または県の他の補助金を受けている事業
- ・自治体から委託を受けた事業

募集方法・事業採択(1次募集)

(1) 募集期間

令和5年3月13日(月)～同年3月31日(金)

(2) 事業採択の方法

事前審査(書類審査)を経て、有識者等で構成する審査会での事業内容のプレゼンテーションを踏まえ、事業の新規性、計画の妥当性、食のみやこ鳥取県のPR効果、情報発信力、地域への波及効果等を審査し、採択事業を決定します。(詳細は募集要領をご確認ください。)

本審査は令和5年4月中旬を予定しています。

(3) 募集要領・応募用紙

鳥取県食のみやこ推進課ホームページから入手できます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/>

※本事業の実施は、令和4年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

★お問合わせ・応募先★

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課
電話 0857-26-7835
ファクシ 0857-21-0609

【よくあるご質問 Q&A】

Q この制度ではどのような事業が交付対象になりますか？

[A] 食のみやこ鳥取県を県内外に発信していくため、「食」に関連した県民の皆さんの様々な活動を支援するためのもので、画一的に事業内容を規定しているものではありません。

〈一般枠〉での想定事業

- ・ 県産品の県外での評価向上に向けた取組み
- ・ 地域、グループ等での県産品のブランド化に向けた新たな取組み、PR等
- ・ 県外での県産品直売施設の設置検討調査、テストマーケティングなど新たな販路開拓への取組み
- ・ 地域の名物料理づくりや観光施設のネットワーク化による地域振興等

〈特別枠〉での想定事業

- ・ 県内の伝統料理や食文化の発掘調査・次世代への継承・情報発信
- ・ ご当地グルメ大会、料理対決等の食に係る地域イベント開催
- ・ 食の大学開講、食のエッセイコンテストなど食文化の発信や創造

Q 交付対象にならない事業はどのようなものですか？

[A] 〈一般枠〉

- ・ 特定企業の新商品開発や販促PRなど、その取組に地域への波及効果が認められないもの。
→ 集落単位、同業者の組合の共同事業など地域への広がりが期待できるものは対象とします。
- ・ 既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

〈特別枠〉

- ・ 事業主体（構成員）の直接的な営利目的（販売促進、消費宣伝）、商業ベースの活動として開催されるイベント等
- ・ 既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

〈共通〉

- ・ 県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- ・ 国または県の他の補助金を受けている事業
- ・ 自治体から委託を受けた事業

Q 事業実施主体に制限はありますか？

[A] 〈一般枠〉

- ・ 事業実施に伴う地域への波及効果を考え、NPO、任意組織等のグループを想定しています。
- ・ また、1民間企業は原則として対象外としますが、地域との係わり等を考慮し、農商工連携等により産地と一体となった取組が期待される場合、第3セクターが事業主体になる場合等は事業内容から総合的に判断します。

〈特別枠〉

- ・ 事業主体は団体、グループ、企業、個人等幅広く考えており、特に制限はありません。事業目的に照らし、実施内容での判断となります。

〈一般枠・特別枠共通〉

- ・ 市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・林業団体等支援交付金の対象団体は対象外としますが、それらが構成員として含まれる実行委員会等を組織すれば事業対象と認められます。
- ・ 構成員に県外事業者等が含まれる場合、構成員の1/2未満とします。

Q 同一事業を複数年行うことは可能ですか？

[A] 〈一般枠〉

- ・ 単年度としますが、複数年度にわたり発展性の高い取組を必要とする場合には翌年度以降も1回に限り応募できます。ただし、同一の事業内容を継続するのではなく、ステップアップの道筋を示した計画が必要です。（新規性が見られる部分の経費を対象）

〈特別枠〉

- ・ 同一と認められる事業の採択は単年度限りです。

Q 特別枠で実施した事業を次年度一般枠で応募することは可能ですか？

[A] 特別枠で採択した事業について、同一内容の事業を次年度に一般枠で実施することは認められません。ただし、事業内容が拡充され、発展性の高い取組みがなされるものと認められる場合は対象となります。

豊かな森づくり協働税を活用した

森林体験活動などの企画を募集します

鳥取県では、令和5年度から始まる新しい県税「豊かな森づくり協働税」を活用して、県民の皆様の参画と協働による森づくりを進めるため、森づくりへの参加を促す森林体験活動などを支援します。 ※これまでの「森林環境保全税」は廃止するため、県民の皆様の負担は増えません。

例えば、こんな活動が対象になります。

森林保全・植樹活動



林業体験・学習



木工教室 など…



対象

- 県内に事務所又は活動拠点を有するNPO、ボランティア団体等
※法人格の有無を問わないが、定款又は定款に代わるものを有する団体であること。
- 森林組合等
- 集落、自治会、町内会等
- これらで構成する実行委員会等
- 小中学校等

活動内容

広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験活動など
(例) 森林整備の体験学習、森川海の繋がりでの体験学習、源流森林の探訪、森林教室、学校林の育成 など

補助金額

対象経費の全額を補助（上限額100万円）
ただし、事業費は1企画20万円（小中学校の場合5万円）以上とすること

豊かな森づくり協働税とは…

水源かん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収等、すべての県民が享受している森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の参画と協働による森づくりの推進や、鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業の実施を目的とした税金（県税）です。

応募期限

- 第1次 令和5年3月20日(月)
- 第2次 令和5年5月31日(水)
- 第3次 令和5年8月31日(木)

この事業はSDGsの達成に貢献しています。



【注意】 本事業は予算の成立状況により内容が変更されることがあります。また、事業に係る予算が成立しなかったときは交付決定は行いません。

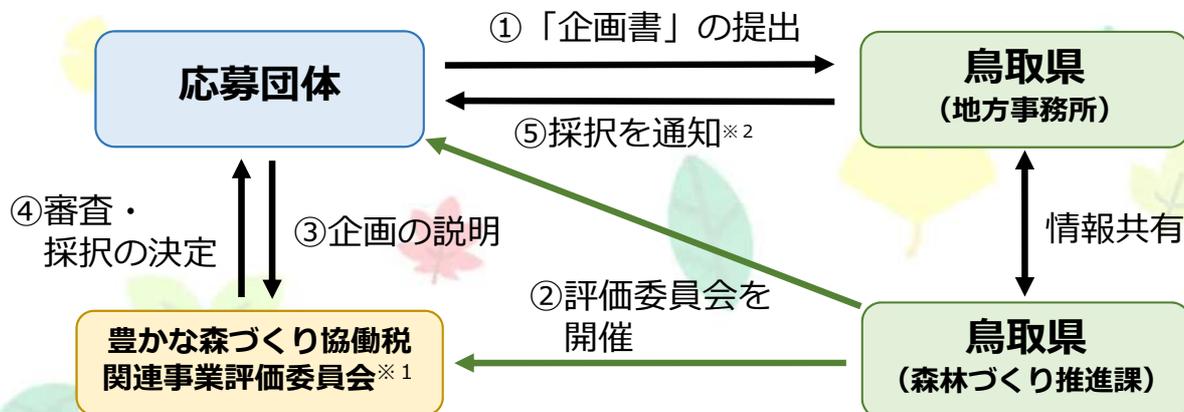
対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

区分	内容
講師謝金	指導的役割を担う講師への謝金
講師旅費	指導者等の旅費
消耗品費	事務用品等の購入費 ※取得価格10万円未満の物品に限る
燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費
食糧費	イベント参加者やスタッフの昼食の食材購入費等
通信運搬費	参加者募集や講師依頼のための郵便料等
使用料及び賃借料	会議室、土地、自動車、機材等の借り上げ料
印刷製本費	テキスト等の印刷費
開催広告料	イベント周知のための広告料 ※小中学校や参加者が限定される場合は補助対象外
損害保険料	イベント実施に係る損害保険料等
賃金	会場周辺準備やイベント運営に係る賃金
委託費	専門知識・技術を要する業務や危険を伴う作業の外注費
看板設置費	県民への普及啓発のための看板設置費
振込手数料	振込に係る手数料

採択の流れ

応募のあった企画については、鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会※¹において審査の上、予算の範囲内で採択が決定されます。応募団体は評価委員会に出席し、プレゼンテーションで企画内容を説明・アピールしていただきます。



※¹ 豊かな森づくり協働税の使いみちを評価する、県民の方で組織された委員会。

※² 採択となった団体は、別途、県地方事務所へ補助金の交付申請が必要です。

お問合せ

企画書の提出やお問合せは、最寄りの県地方事務所までお願いします。

- ◇ 東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 電話 0858-72-3826 ファクシミリ 0858-73-0136
- ◇ 中部総合事務所農林局 林業振興課 電話 0858-23-3181 ファクシミリ 0858-23-3509
- ◇ 西部総合事務所農林局 農林業振興課 電話 0859-31-9677 ファクシミリ 0859-34-1083
- ◇ 日野振興センター日野振興局 農林業振興課 電話 0859-72-2021 ファクシミリ 0859-72-2125

※企画書の様式（電子ファイル）は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/309538.htm>



鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

電話 0857-26-7335 / ファクシミリ 0857-26-8192 / 電子メール moridukuri@pref.tottori.lg.jp

よりん彩活動支援メニュー

誰もが家庭・地域・職場のあらゆるところで心豊かに生き生きと伸び伸びと暮らせる社会をめざして

「研修会を開きたいけど、講演テーマに悩んでいる」
「セミナーを開催し、たくさんの人に聞いて欲しい。」
「あの講師さんの講演会を開催したいけど予算が足りないなあ…。」 などなど
お困りの時はよりん彩にご相談ください。
ウィズコロナ、アフターコロナ時代に対応したリモート形式の研修等にも積極的に支援します。



よりん彩活動支援事業補助金

「公開講座」

裏面のテーマにかかる講座を開催するため、団体等の会員以外にも広く参加を呼びかけ、参加者が概ね30名以上見込める活動を支援します。(リモート開催可)

【補助金額】 上限10万円 (講師謝金・講師旅費・会場費・印刷費・通信運搬費など対象)

「研修支援講座」

裏面のテーマにかかる講座を開催するため、自治会、企業、事業所、職域団体、PTA等の研修会や、有志による学習会など比較的少人数(10名程度)の活動を支援します。(リモート開催可)

【補助金額】 上限2万5千円 (講師謝金・講師旅費・会場費・託児費・印刷費・通信運搬費など対象)

「若者企画講座」

裏面のテーマを学習する目的で県内の若者のグループが企画し、一般公開する講座を支援します。(リモート開催可)

【補助金額】 上限5万円

「調査研究等事業」

裏面のテーマに関する調査研究等の成果を県民に還元できる事業について支援します。

【補助金額】 上限15万円

「環境支援事業」～託児サービス経費を助成します～

事業の主催者が託児サービスを実施する際にかかる経費の一部を助成します。

◎子育て世代が学びやすい環境の確保や育児参画を促進するため、県内で開催される男女共同参画に資する講演会やセミナー等。

【補助金額】 上限2万5千円 (補助率1/2)

- ・対象事業 : 県内開催の男女共同参画に資する各種講演会やセミナー等で実施される託児サービス
- ・補助対象経費 : 託児スタッフ人件費 (上限1,500円/h)、旅費、託児室借上料等
- ・託児スタッフ配置割合
: 3歳未満児:託児スタッフ=1:1 / 3歳以上児:託児スタッフ=3:1
- ・補助額 : 上限25,000円
(※公開講座、研修支援講座、若者企画講座との併給可)

問い合わせ
連絡先

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5
鳥取県男女共同参画センター よりん彩
電話 0858-23-3901 ファクシミリ 0858-23-3989



鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画の体系

誰もが活躍できる環境づくり

基本テーマA

全て人が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、様々な分野で個人の能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進 	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進 	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

安全・安心に暮らせる社会づくり

基本テーマB

人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、あらゆる暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた健康支援 	(1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援
4	誰もが安心して暮らせる環境整備 	(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築
5	あらゆる暴力の根絶 	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本テーマC

年齢・性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進



控除対象特定非営利活動法人 指定支援補助金

本事業は、鳥取県の間接補助事業であり、事業実施は、県の令和5年2月定例会による予算の成立を条件とします。
なお、事業内容が一部変更となる場合があります。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続き等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）に基づき控除対象特定非営利活動法人の指定を受けようとする特定非営利活動法人の支援を行うことにより、地域の中核となり、持続的に活動する質の高い特定非営利活動法人の育成を促進することを目的として交付します。

補助金概要

(1) 対象となる経費

指定の申出の手続きの準備のために必要な以下の経費

- ・ 士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、認定ファンドレイザー）への相談にかかる経費（委託料・相談料・旅費）
- ・ 鳥取県又はとっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）への相談にかかる旅費、会議費、消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。）
- ・ アルバイトにかかる賃金

※ 委託料については、県内事業者が実施したものに限り。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

(2) 事業の対象者

令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）の期間に控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う鳥取県内のNPO法人（2事業年度以上公益的な活動を行った法人）
（鳥取県の受付日が期間内のものが対象）

(3) 補助金額等

- ・ 補助率：10/10
- ・ 補助額上限：150,000円（千円未満の端数は切り捨て）
- ・ 交付予定件数：2件程度



(4) その他

申請前に必ずセンターエリア担当職員（以下、連絡先）にご相談ください。

東部エリア：080-2928-1055 中部エリア：0858-24-6460 西部エリア：080-2928-1056

《お問合せ》公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

〒682-0023 倉吉市山根557-1パープルタウン2階

ホームページ <http://tottori-katsu.net/>

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

Eメール info@tottori-katsu.net



- **東部担当**：県東部地域振興事務所1階 東部振興課内 電話 0857-30-3528 担当：谷
- **中部担当**：パープルタウン2階 電話 0857-20-3528 担当：椿
- **西部担当**：県西部総合事務所1階 西部振興課内 電話 0859-31-9694 担当：池淵

令和5年度 とっとり県民活動活性化センター 民間の資源を活用した「寄付助成・寄贈・ボランティア等」 による活動団体の支援事業紹介



※以下の支援プログラムは、令和5年3月●日現在のものです。変更される場合もありますので、
その都度センターのホームページで詳細をご確認ください。http://tottori-katsu.net/

1. 公募による寄贈・助成



(1) 第10回とっとりイーパーツPC寄贈プログラム

企業からのリユースPCを市民活動団体へ無償で寄贈し、その情報化を支援します。

※認定NPO法人イーパーツ（東京）との協働事業。

〔対象団体〕市民活動団体（法人格の有無は問いません。定款又は規約等が必要。地縁団体は不可。）

〔支援内容〕リユースパソコンおよび周辺機器の寄贈 ※送料、ライセンス発行、PC再生協力金等が必要

〔募集期間〕令和5年5月～7月（予定）

(2) 中国ろうきんNPO寄付システム寄付配分事業

中国労働金庫の普通預金口座を通じて、福祉や環境などNPO法上の19の活動分野毎に入金された県内の寄付金を、特定非営利活動（NPO）法人に配分します。

※中国5県でNPO支援に取り組む5つの中間支援組織と中国労働金庫の協働事業。

〔対象団体〕県内のNPO法人（設立1年以上）

〔助成金額〕1団体5万円（10団体程度） 〔対象経費〕活動費・運営費全般

〔募集期間〕令和5年12月頃（予定）

(3) あいおいニッセイ同和損保助成プログラム

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の役職員による寄付金（任意の募金制度「MS&AD ゆにぞんスマイルクラブ」）と、会社からの同額寄付を加えた鳥取県独自の助成プログラムです。

〔対象団体〕NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体（設立1年以上、法人格の有無は問わない）

〔助成金額〕1団体上限5万円（6団体程度） 〔対象経費〕活動費・運営費全般

〔募集期間〕令和5年12月～令和6年1月頃（予定）

(4) とりぎん青い鳥基金

鳥取県内で活動する持続可能な地域づくりに取り組む団体へ鳥取銀行が助成する事業です。SDGs（教育活動・まちづくり活動）に関連した活動が対象。

〔対象団体〕地域づくり活動を行う県内の団体

〔助成金額〕1団体上限30万円（予定）

〔応募期間〕上期募集：令和5年4月1日（土）～7月31日（月）

下期募集：令和5年10月1日（日）～令和6年1月31日（水）



2. 登録・企業等とのマッチングによる寄付助成

※事前に登録をいただき、企業等とマッチングが成立した場合に、助成を受けることができます。

寄付つき商品プロジェクト「お買い物チャリティー」「とっとりカンパイチャリティー」 による寄付配分 ※寄付キャンペーン（令和5年11月～12月予定）

企業が提供する商品・サービスや飲食店の売上の一部を地域の課題解決に取り組む団体に寄付するプロジェクト。本プロジェクトの一環として、令和5年11月～12月には寄付キャンペーンの実施を予定しています。

〔対象団体〕NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体（法人格の有無は問わない）

〔寄付金額〕各企業・店舗等の売上に応じて寄付 〔対象経費〕活動費・運営費全般

〔登録期間〕随時（キャンペーンの参加登録は4月～8月を予定）



3. 専門家、ボランティア等によるノウハウ支援

(1) 専門家派遣事業

NPO等活動団体からの専門的な相談に対して、税理士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、中小企業診断士、ICT支援アドバイザー等を無料で派遣します。

〔対象団体〕 NPO活動・地域づくり活動を行う県内の団体（法人格の有無は問いません） 〔申込期間〕 随時

(2) 社会人・若者ボランティア（プロボノワーカー）による「とっとりプロボノ」事業

職業上持っている知識・技術や経験を活かして社会貢献する県内外の社会人・若者ボランティア（プロボノワーカー）がチームを組んで、一定期間、NPO等の支援を行う。

〔対象団体〕 NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体（法人格の有無は問いません）

〔実施団体〕 2団体程度 ※センターにおいて審査・マッチングを行い、決定します。

〔支援内容〕 マーケティング基礎調査、事業計画立案等 〔募集期間〕 令和5年3月～4月頃（予定）



(3) 夏休みボランティア体験（夏ボラ）事業

夏休み期間等を利用して若者をはじめとした県内外の方々に、地域づくり団体等の活動やイベントでのボランティアを体験していただくことにより、地域づくり活動への参加促進を図る。

〔対象団体〕 NPO等、市民活動・地域づくり活動を行う県内の団体（法人格の有無は問いません）

〔受入団体〕 15団体程度 ※応募多数の場合、地域や内容のバランスを考慮した上、抽選により決定します。

〔受入団体募集期間〕 令和5年3月1日（水）～3月27日（月）

※ホームページより、募集要項、申請書がダウンロードできます。

〔助成金募集情報〕 http://tottori-katsu.net/news_cat/recruitment/



<お問合せ先>

公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター 倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2階

TEL 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470 / E-mail info@tottori-katsu.net

ホームページ <http://tottori-katsu.net/>

- 東部担当 県東部地域振興事務所 1階 東部振興課内 TEL 0857-20-3528 担当：谷
- 中部担当 パープルタウン 2階 センター事務所内 TEL 0858-26-6262 担当：椿
- 西部担当 県西部総合事務所 1階 西部振興課内 TEL 0859-31-9694 担当：池淵

